

令和8年4月28日

佐々町長 濱野 互 様

佐々町水道料金・下水道使用料審議会  
会長 廣川 禎教



答 申 書

(水道料金及び下水道使用料の適正化について)

令和7年11月25日付け7佐水上第653号で諮問のあった佐々町の水道料金及び下水道使用料の適正化について、当審議会において、慎重な審議を重ねた結果を取りまとめましたので、別添のとおり答申します。

別添

佐々町水道事業における水道料金の適正化について(答申)  
佐々町下水道事業における下水道使用料の適正化について(答申)

令和8年4月28日

佐々町水道料金・下水道使用料審議会

## 目 次

### (水道料金)

1. 審議に係る経緯	・・・・・・・・・・	1
2. 答申の内容	・・・・・・・・・・	2～4
(1) 水道料金改定の必要性		
(2) 水道料金の改定時期		
(3) 料金算定期間及び平均改定率		
(4) 料金体系		
3. 付帯意見	・・・・・・・・・・	5

### (下水道使用料)

1. 審議に係る経緯	・・・・・・・・・・	7
2. 答申の内容	・・・・・・・・・・	8
下水道使用料改定の必要性		
3. 付帯意見	・・・・・・・・・・	9
おわりに	・・・・・・・・・・	10

〈添付資料〉	・・・・・・・・・・	11～13
--------	------------	-------

佐々町水道料金・下水道使用料審議会 委員名簿  
佐々町水道料金・下水道使用料審議会 審議経過  
諮問書

## (水道料金)

### 1. 審議に係る経緯

水道は、住民生活及び様々な産業活動に欠かすことのできない重要なライフラインであり、水道事業者は常に安全・安心な水の安定供給を求められている。

本町水道事業においては、消費税の導入、税率の改正によるものを除くと、昭和58年5月料金からの改定を最後に、約43年の長期にわたり料金改定を行っていない。一方で、本町の水道施設は、昭和30年4月の事業開始から約70年を経過し老朽化が進んでおり、本町唯一の浄水場となる現在の佐々町浄水場も昭和56年に建築されて約45年が経過している。また、その他の町内水道施設についても老朽化が進んでおり、近年、被害が甚大化している大雨、台風、地震などの様々な自然災害に備え、より強靱な施設に整備することが求められている。

しかしながら、人口減少や節水器具等の普及により給水収益は減少傾向となっており、更に、近年の物価高騰等による費用増も相まって、経営状況はますます厳しく、安定的な事業継続が困難になってきている。

このような状況のもと、令和7年11月25日付けで佐々町長から本審議会に対し、水道料金の適正化について意見を求められたものである。

## 2. 答申の内容

### (1) 水道料金の改定の必要性

審議の結果、必要なものと認める

#### 【補足】

本町水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水器具等の普及による給水収益の減少に加え、近年の急激な物価高騰、経年による施設、管路の更新時期の到来などによる費用の増加により、年々厳しいものとなっている。

料金改定を行わないと、事業を進めていくことが非常に困難となる財政見込も想定されており、近い将来、資金不足により施設、管路の更新などの工事が実施できなくなり、災害に対応することも困難となるおそれがある。

よって、今後も安全で安心な水を継続的に供給していくために、料金改定を行うことが妥当であると認める。

### (2) 水道料金の改定時期

令和9年4月請求分から

#### 【補足】

令和8年度当初予算にて赤字予算を編成しており、直近の決算を基に作成している財政見通しにおいても、令和9年度で累積欠損が生じ、令和15年度には資金不足となる見込みであるなど、非常に深刻な財政状況となっている。

継続的に物価高騰が続いていることから、住民生活への負担を考慮する必要があるが、料金改定を先送りにすることで、後年度により重い住民負担を強いることとなり、費用負担の公平性が損なわれることとなる。

そのため、累積欠損が生じる見込みとなる令和9年度からの料金改定を行うことが妥当であると認める。

### (3) 料金算定期間及び平均改定率

算定期間 5年（令和9年4月 から 令和14年3月）

平均改定率 18.28%（令和6年度決算比）

#### 【補足】

算定期間を5年とし、現在の財政見通しにおいて令和7年度末約8億円である保有資金を、令和20年度末に各種積立金の最低の想定額となる2億円まで使用すると設定した中で、令和9年度に18.28%、令和14年度に18.17%（累積36.45%）との改定方針が示された。

改定率については、令和15年度資金不足となる見込みであったものが令和17年度まで繰り延べされ、また、料金改定を行った中でも保有資金は減少していき保有資金を増加させるような過大な設定ではないと認められること、算定期間については、期間内の経済状況の変化に係る対応や、次回改定までの検討期間の確保が図れる組み立てがなされていることから、妥当と認める。

### (4) 料金体系

現行の料金体系を維持し、金額は下表のとおりとする。

#### ○水道料金（税抜）

用途 料金	専用又は供用	
	使用水量	料金
基本料金	0立方メートルから5立方メートルまで	1,248円
	10立方メートルまで	1,548円
超過料金	1立方メートルにつき	188円

## 【補足】

本町の料金体系については、水道利用者が水道の基本水量により一律に負担する「基本料金」と、基本水量を超過する水量により負担する「従量料金」の2部料金制を採用している。

また、「基本料金」については、0～5 m<sup>3</sup>までと、6～10 m<sup>3</sup>までの2段階の基本水量に分かれている。

本審議会においては、「基本料金」の口径、用途別、「従量料金」の逡増、逡減制の採用について審議を行ったが、「基本料金」の口径別については最小口径となる13 mmが全水栓の約92%を占めること、用途別については家庭用が全水栓の約90%を占めることから口径別、用途別料金を採用しないことが妥当であると認めた。

「従量料金」についても、浄水場の能力に対し高止まりとなっている配水状況及び水需要が減少していく将来推計により、節水を促す形となる逡増制、水使用の増加を促す形となる逡減制を採用しないことが妥当であると認めた。

なお、本改定においては、昭和58年5月以来、約44年ぶりの本体料金改定となっており、現行料金体系を維持することによる経費負担の平等性に鑑み、基本料金、従量料金ともに改定を行うことを妥当であると認めた。

### 3. 付帯意見

#### ○住民への十分な周知

水道料金の改定を実施する際には、水道料金、下水道使用料等の違いや、改定に係る効果的な周知を行い、十分に住民の理解を得られるよう努められたい。

#### ○継続的な経費削減等の経営努力

様々な物価高騰が発生している最中での料金改定であり、現状の財政見通しにより令和14年度改定も想定した中での料金改定となっている。

については、引き続き経費削減に努めるとともに、効率的な施設、管路の更新、新たな財源の確保などについても検討し、経営状況の改善に努められたい。

#### ○算定期間及び料金体系の検討について

今回の料金改定における審議の中で、料金体系を維持すること、算定期間を5年とすることとしているが、このことについては、将来改定時も一律に行うのではなく、住民生活等における影響等を鑑み、その時々における検討の中で柔軟に対応されるよう努められたい。

#### ○継続的な経営状況確認の場の設置について

今回は、料金の適正化ということで審議会を設置したが、本来は事業における経営状況を継続的に確認していく中での1つの案としての料金適正化の検討であることが望ましい。

については、本料金改定後も第三者による経営状況の確認の場を設置するとともに、継続的な経営状況改善の検討に努められたい。

## ○普通会計における横断的な政策的配慮の展開について

今般の社会情勢により、水道料金の改定のみならず住民、事業者の様々な分野における負担はますます増加するものと考えられる。

については、現在一般会計において実施されている社会保障等の政策的配慮がより重点的かつ横断的に検討され、展開されることを望みます。

## (下水道使用料)

### 1. 審議に係る経緯

下水道は、住民生活等における汚水の処理により、快適な生活環境を維持していくために欠かすことのできない公共インフラの一つであり、将来にわたってその経営を継続し、安定的な汚水処理等のサービスを提供しなければならない。

本町公共下水道事業は、町内における下水を排除し処理することを目的とし、平成3年9月に事業認可を得て工事に着手し、継続的に整備を行ってきており、令和6年度に認可区域の面的整備を完了した。

事業経営においては、令和2年度に地方公営企業法を適用し特別会計から企業会計に移行したことで、独立採算の原則に基づき、使用者から納めていただく下水道使用料を基本とする運営に移行している。

現在、下水道使用料や国交付金のほか、総務省が定める一般会計からの基準内繰入金や不足分に係る一般会計からの基準外繰入金を受け入れながら、経営を行っている。

水道事業と同様に、下水道事業においても近年の物価高騰等による費用増も相まって、経営状況はますます厳しくなっており、安定的な事業継続が困難になっていくものと予想される。

このような状況のもと、令和7年11月25日付けで佐々町長から本審議会に対し、下水道使用料の適正化について意見を求められたものである。

## 2. 答申の内容

### 下水道使用料の改定の必要性

審議の結果、必要ないものと認める

#### 【補足】

本町下水道事業を取り巻く経営環境は、近年の急激な物価高騰、計画的な施設、管路の更新などによる費用の増加により、厳しいものとなっている。

しかしながら、一般会計からの基準内繰入を引き続き受入れ、企業債の借入れ方法を見直し費用を平準化することにより、現在の使用料設定においても、令和20年度までの財政見通しの中で事業全体の運営は行っていくことができるものとなっている。

このことをもって、将来まで使用料改定を行わないでいいということではないが、引き続き財政見通しを注視しながら必要に応じて時期を逸することなく検討を始めることを条件とし、今回は改定を行わないことを妥当と認める。

### 3. 付帯意見

#### ○継続的な経費削減等の経営努力

今後も様々な物価の高騰が進んでいく見込みの社会情勢であり、使用料の改定がなされない状態であっても、継続的に収支の改善に取り組むことが必要である。

については、引き続き経費削減に努めるとともに、効率的な施設、管路の更新、新たな財源の確保などについても検討し、経営状況の改善に努められたい。

#### ○継続的な経営状況確認の場の設置について

今回は、使用料の適正化ということで審議会を設置したが、本来は事業における経営状況を継続的に確認していく中での1つの案としての使用料適正化の検討であることが望ましい。

については、今後、第三者による経営状況の確認の場を設置するとともに、継続的な経営状況改善の検討に努められたい。

## おわりに

本審議会では、水道事業及び下水道事業の経営安定化を図るため、適正な水道料金、下水道使用料について審議を重ね、基本的な方向性を示しました。

引き続き、住民及び事業者等の理解と協力を得ながら公営企業として不断の経営努力を行い、適正な事業運営を図られるよう強く要望するとともに、将来にわたり安全で安心な公共サービスを持続的かつ安定的に提供し、その責務を果たしていただくことを期待いたします。

〈添付資料〉

佐々町水道料金・下水道使用料審議会 委員名簿

役職	氏名	所属
会長	廣川 禎教	佐々郵便局 局長
副会長	森山 政幸	佐々町商工会 会長
委員	横尾 みちる	横尾みちる税理士事務所 所長
委員	池田 隆良	佐々町観光協会 会長
委員	新村 恵一	佐々町建設協会 会長
委員	菅 富美子	佐々町地域婦人会 会長
委員	世知原 圭司	アリアケジャパン株式会社 執行役員 九州工場工場長
委員	末岡 誠二	有限会社 スエオカ 代表取締役
委員	古川 薫	社会福祉法人佐々川福社会 (あやめの里) 施設長
委員	堤 朗	社会福祉法人佐世保白寿会 (さぎ・煌きの里) 事務長

## 佐々町水道料金・下水道使用料審議会 審議経過

開催日時	開催場所	議事内容等
(令和7年度第1回) 令和7年11月25日 (火) 18時～	役場庁舎1階 「さざホール」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 佐々町水道料金・下水道使用料審議会について</li> <li>・ 佐々町水道事業及び下水道事業の現状及び収支見通しについて</li> </ul>
(令和7年度第2回) 令和8年1月19日(月) 18時～	役場庁舎2階 「大会議室」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回審議会審議内容の振り返り</li> <li>・ 料金、使用料適正化に係る算定諸条件の検討について</li> </ul>
(令和7年度第3回) 令和8年3月23日(月) 18時～	役場庁舎1階 「さざホール」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回審議会審議内容の振り返り</li> <li>・ 水道料金改定(案)の検討</li> </ul>
(令和8年度第1回) 令和8年4月13日(月) 18時～	役場庁舎1階 「さざホール」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道料金改定(案)の検討</li> <li>・ 審議会審議内容の整理 (答申(案)の作成)</li> </ul>
(令和8年度第2回) 令和8年4月28日(火) 18時～	役場庁舎1階 「さざホール」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申書(案)の議決について</li> <li>・ 答申</li> </ul>



7佐水上第653号  
令和7年11月25日

佐々町水道料金・下水道使用料審議会会長 様

佐々町長 濱野



## 諮 問 書

佐々町水道料金・下水道使用料審議会規程（令和7年佐々町上下水道規定第3号）  
第2条の規定により、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

### 記

#### 1. 諮問事項

佐々町水道事業給水条例（平成10年条例第6号）に規定する料金及び佐々町公共  
下水道条例（平成6年条例第16号）に規定する使用料の適正化について

#### 2. 諮問理由

本町の水道事業は、給水収益が減少し経常収支における利益が減少していることに加え、施設の老朽化に伴い継続的な更新費用が見込まれています。更に、近年の物価高騰等も相まって、経営状況は今後ますます厳しくなっていくものと予測しています。

地方公営企業は、営業収入を基に経営を行って費用を賄う独立採算が大原則となっており、厳しくなっていく経営状況の中、将来にわたって安定的な事業継続のため経営の効率化・健全化について検討を進めながら事業を行っておりますが、水道事業を支える料金の適正化による収入の確保について検討を行う必要があります。

また、下水道事業では、今までどおり一般会計から法で認められた繰入を基本とした財政計画において、将来的に安定経営が行える見込みとなっておりますが、激しく社会情勢が変化していく中で更新計画の見直しにも対応していかなければいけません。

現在は、更新工事までを含めた中で、一般会計からの法定内繰入や補助金、使用料収入により単年度の収支を均衡させる経営方針をとっていますが、先述いたしましたとおり、更新計画の見直しに対応ができるような財源の確保は非常に重要な検討課題と考えています。

つきましては、多様な視点による幅広いご意見をいただき、水道事業及び下水道事業を支えるための適正な水道料金及び下水道使用料の適正化について調査、審議をお願いいたしたく諮問するものです。

#### 3. 答申期限

答申は、令和8年5月末を目途にお願いいたします。

